水際強化措置に係る指定国・地域一覧 令和3年11月29日時点

## 1 11月29日付けの追加指定

## 

(1) 内機なじ 10日間内機
(2)3日間待機→6日間待機
(3)待機なし→6日間待機
(4)待機なし→3日間待機

- :アンゴラ :英国
- :イスラエル、イタリア、オランダ
- :オーストラリア、オーストリア、カナダ(オンタリオ州)、チェコ、 デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、香港

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1)検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(10か国) アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2)検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(7か国) <u>イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー</u>

(3)検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(27か国・地域) アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、<u>オーストラリア、オーストリア、カナダ(オンタリオ州)</u>、ケニア、コ スタリカ、コロンビア、スリナム、<u>チェコ、デンマーク、ドイツ</u>、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリ ピン、ブラジル、<u>フランス、ベルギー、香港</u>、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域